

# 藤井寺市私道公共下水道施設設置要綱

私道の下水道管渠敷設要綱（平成 5 年 7 月 20 日施行）の全部を改正する。

## （目的）

第 1 条 この要綱は、私道に公共下水道施設（以下「施設」という。）を設置することにより、私道に面した建築物の排水設備の普及促進を図ることを目的とする。

## （設置条件）

第 2 条 施設を設置する私道は、次に掲げる条件をすべて備えていなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定に基づく公共下水道事業認可区域内であること。
- (2) 私道部分の地権者全員が施設の設置を承諾していること。
- (3) 施設を利用する建築物が 2 戸以上あること。（別図参照）
- (4) 支障なく施設設置工事ができる道路幅員であること。
- (5) 将来においても私道の形態変更がないと判断できること。

## （設置主体及び設置費用負担）

第 3 条 施設の設置工事は本市が実施し、設置費用については全額本市が負担するものとする。

2 道路面は、現況復旧を原則とする。

## （維持管理）

第 4 条 設置した施設の維持管理は本市が行い、公共汚水柵の日常管理については当該建築物の所有者が行うものとする。

## （設置申請）

第 5 条 施設の設置を希望するものは、代表者を定め、公共下水道施設設置申請書（様式第 1 号）に次の書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 公共下水道施設設置承諾書（様式第 2 号）
- (2) 私道の位置図及び区画図
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか市長が必要とする書類

## （採否の決定及び設置時期）

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、施設設置の採否を決定し、その結果を公共下水道施設設置決定通知書（様式第 3 号）により代表者に通知するものとする。

## （その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。